



協会けんぽ

沖縄支部からのお知らせ



2025年 7月号

職場内で回覧・掲示を
お願いします

健康づくりの
取組のきっかけに!

うちなー健康経営宣言



「うちなー健康経営宣言」登録事業所が増えています

沖縄県の課題である「働き盛り世代の健康づくり」に取り組むため、沖縄県をはじめとする関係機関5者で、事業所の健康経営®の取組を支援する「うちなー健康経営宣言」事業を推進しています。沖縄県内においても、健康づくりの機運は年々高まってきており、「うちなー健康経営宣言」の登録事業所数は2,033社まで拡大しています。(2025年3月末時点)

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

Q 「うちなー健康経営宣言」では、どのような取組をしたらいいの？

「うちなー健康経営宣言」を申請する際に、**健康づくりに関する取組内容があらかじめ用意されているため、選択肢の中から取組内容を選ぶことができます。**自社の中で、実際に取り組む内容を検討し、取組内容を決定することが「うちなー健康経営宣言」のはじめの一歩となります！



【取組内容の一例】

必須項目

- 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるよう努める。
- 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。

選択項目

- 従業員の家族の健診受診を奨励する
- 健康増進に関する数値目標を設定する
- 禁煙や受動喫煙防止に取り組む
- 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
- 運動機会の増進に取り組む
- (その他任意) (例) ラジオ体操の実施



Q 「うちなー健康経営宣言」の申請方法や宣言後の流れは？

宣言の流れ

1 申請書を提出

協会けんぽ沖縄支部ホームページから、申請書をダウンロードして記入し、メールまたはFAXで提出。

メール 沖縄労働局あて

FAX 協会けんぽ沖縄支部あて

協会けんぽ うちなー健康経営宣言 検索

2 健康づくりに取り組む

申請書提出後、沖縄県知事名による「宣言証」が発行されます。社内に掲示して社内外にアピールするとともに、健康づくりの機運を高めましょう。また、自社で決定した取組内容を確認し、健康づくりの取組をスタートさせましょう！

3 アドバイスとフィードバック

- 保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、取組をサポートします。お困りの際は、お気軽にご相談ください。
- 毎年、自社の健康度がわかる「事業所カルテ※」を発行します。従業員の健康状況を把握するとともに、健康課題に応じて今後の取組に活用しましょう。

※被保険者数等によっては提供できない場合があります。

Topic

沖縄県(土木建築部)では、建設業29業種のうち、特定の5業種(土木、建築、電気、管、ほ装)について建設業者の施工能力に応じた発注を行うため、2年ごと(定期)に等級格付を行っています。

この格付の審査における沖縄県独自の評価項目に、「**うちなー健康経営宣言の登録**」が**加点要素(+5点)**として盛り込まれています。

うちなー健康経営宣言に関するお問い合わせ先：企画総務グループ(☎ガイダンス4番)

お知らせ 生活習慣病予防健診実施機関が追加されました

アスポメディカルクリニック(IBKIN放射線治療・健診クリニック)
金武町金武10897 TEL 098-968-4664

【沖縄支部】健診機関一覧

健診のご予約は、受診を希望する健診機関へ直接お申込みください。



マイナ保険証を
お持ちでない方へ

資格確認書をお送りします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には、資格確認書が必要となります。**

そのため、マイナ保険証をお持ちでない皆さまに対して、ご本人の申請によらず協会けんぽから資格確認書をお送りします。



資格確認書とは・・・

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書(カード)です。

資格確認書の送付について

送付対象者	令和6年11月30日までに加入された方のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方*
送付時期	令和7年7月～令和7年10月(予定)
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ・資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書を最大4枚同封いたします。 ・不着となった場合、事業所様宛に再送付します。

※マイナ保険証をお持ちでない方とは…

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない方
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

Q 今持っている(従来の)健康保険証はどうしたらいいの？

A 令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用できなくなるため、ご自身で破棄していただくようお願いします。
なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所を通じてご返却ください。

Q すでに資格確認書を持っているのに新たに届いた場合はどうしたらいいの？

A 資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付の資格確認書をご使用ください。
なお、古い日付の資格確認書は、送付時に同封の返信用封筒にてご返却ください。

資格確認書が届いた時点で、退職等により当協会に加入されていない場合(資格喪失している場合)は、送付時に同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

資格確認書に関するお問い合わせ先：協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル ☎0570-015-369

医療機関等の受診はマイナ保険証で

メリット1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

メリット2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

〒900-8512

※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎098-951-2211(代表)

受付時間/8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)



沖縄支部
ホームページ



LINE
友だち募集

※各種申請はすべて郵送でお手続きができます。

※申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。